

令和8年度日本大学経済学部給付型奨学金募集要項（後期）

経済的理由により学費等の支弁が困難であり，かつ人物・成績ともに優良である学部生を対象とした給付型の奨学金です。

なお，学費等の支弁が困難な者に対する奨学金制度ですので，給付された時点で学費未納又は学費分納中の場合，優先的に学費の納入に利用してください。

1 奨学金の種類・給付額

経済学部奨学金（第4種）	240,000 円
経済学部後援会奨学金（第1種）	150,000 円

2 応募資格

- ① 学部在学中の学生であること。（外国人留学生は除く）
- ② 経済的理由により学費等の支弁が困難であること。
- ③ 学業成績が優秀で，人物が優れていること。
- ④ 経済学部後援会奨学金第1種申請希望者は，経済学部後援会費の納入が必須のため，採用された時点で未納の場合は，採用後，必ず納入をすること。
- ⑤ 令和8年度日本大学経済学部給付型奨学金（経済学部奨学金（第4種）又は経済学部後援会奨学金（第1種））の前期に採用されていないこと。
- ⑥ 「国の修学支援新制度」（日本学生支援機構の給付奨学生）に採用されていないこと。
- ※ 家計の適格認定により，停止中は可とします。
- ⑦ 学費支弁者（父母）の令和7年分（2025年1月1日～2025年12月31日）の収入又は所得金額の合計が以下の(1)，(2)又は(3)のいずれかに該当すること。
また，父母に代わる者が学費支弁者の場合は，主たる家計支持者の収入・所得金額が(1)，(2)又は(3)のいずれかであること。
- ⑧ 学費支弁者（父母）のいずれもが給与所得者の場合
令和7年分の給与収入金額の合計が800万円以下
- ⑨ 学費支弁者（父母）のいずれもが給与所得者以外の場合
令和7年分の総所得金額の合計が350万円以下
- ⑩ 学費支弁者（父母）のいずれかが給与所得者，もう一方が給与所得者以外の場合
令和7年分の給与所得者の給与収入金額ともう一方の総所得金額の合計が800万円以下

【学業に関する基準】

- (1) 1年生は高等学校等在籍時の評定平均値3.5以上（調査書）
- (2) 2年生は修得単位31単位以上
3年生は修得単位62単位以上
4年生は修得単位93単位以上
※ 編入学生についても同様です
- (3) 卒業延期者は修得単位数93単位以上

3 提出書類

次の書類を学生課窓口へ提出してください。

① 申請書（所定書式）

- ※ 印刷する際は、両面印刷（A4版）をしてください。
- ※ 1つの申請書で両方申請が可能ですが、両方採用されることはありません。
- ※ 保証人の署名以外は、原則学生本人が記載してください。
- ※ 文字が滲んでいる、書式がずれている等の場合、正しい申請書に書き直しをお願いする場合があります。

② 市区町村役場が発行した、父母両方の令和7年分（2025年1月1日～2025年12月31日）の所得証明書

- ※ 所得が0円の場合は、無表記や*（アスタリスク）では確認ができませんので、0円と表記されている証明書を提出してください。
- ※ 自治体によって、システムの都合等、0円と表記できない場合がありますので、その場合、一筆書いていただく等、表記できない証明と一緒に提出してください。

③ 2年生以上は「成績証明書」、1年生は「調査書」

④ 銀行振込口座届（所定書式）

- ※ 採用になった場合に奨学金を振り込む口座です。
- ※ 口座の名義は学生本人のものに限ります。
- ※ 氏名の欄に必ず押印をお願いいたします。
- ※ メールアドレスの欄の記載は不要です。

⑤ 通帳の口座名義人・口座情報が記載されているページのコピー

- ※ 通帳をお持ちでない方は、口座名義人・口座情報が記載のキャッシュカードのコピー等を提出してください。

4 提出期限

令和8年9月18日（金）12：00まで（厳守） ※学生課窓口へ提出

- ※ 書類に不備があった場合、申請を受け付けられないことがありますので、早めに提出するようにしてください。

5 申請書類提出後から採用決定までの流れ

- ① 申請後、スケジュールに記載の期間に面接を実施します。
 - ※ 注意事項など記載してありますので「後期スケジュール」を必ずご確認ください。
 - ※ 面接期間で不都合な日程がありましたら、申請時に予め申し出てください。
- ② 給与収入と事業所得について、大学で定める計算方法によって認定所得金額を算出し、家族構成及び通学区分を考慮した上で選考を行います。
- ③ 応募資格をすべて満たしても、上記②を総合的に判断し、不採用となる場合があります。
- ④ 面接通知及び採用決定者通知等、奨学金に関する連絡は全てEcoLinkで行います。
必ずEcoLinkを確認してください。

6 奨学金給付に関する諸注意

次のいずれかの事由により、奨学生として不適格となった場合は、奨学金の全額又は一部を返還しなければなりません。

- ① 休学又は退学したとき。
- ② 学則に違反する行為があったとき。
- ③ 学業成績が著しく不良となったとき。
- ④ その他奨学生としての条件を欠いたとき。
- ⑤ 「国の修学支援新制度」（日本学生支援機構の給付奨学生）に採用されたとき。

以 上